

ミモザ三島壺町田 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

月額利用料（一人あたり）					
	前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食費 ^{※3} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	0円	75,000円	30,750円 (内,消費税750円)	60,162円 (内,消費税5,262円)	165,912円 (内消費税6,012円)

※1 家賃相当額には共用設備を含みます。

※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用量は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用施設の維持管理費
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費

※3 食費の内訳は食材費と厨房管理費とし、1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食	夕食
喫食時	410円 (内,消費税30円)	770円 (内,消費税70円)	825円 (内,消費税75円)
欠食申出時 ^{※4}	238円 (内,消費税18円)	454円 (内,消費税34円)	486円 (内,消費税36円)

※4 提供前日の正午12時までに欠食の届出がなかった場合には、喫食時料金を請求いたします。

※その他

- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

令和6年3月1日

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	三島市(7級地)
地域単価	10.14円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	546	554 円	1,108 円	1,661 円	
要介護2	614	623 円	1,245 円	1,868 円	
要介護3	685	695 円	1,389 円	2,084 円	
要介護4	750	761 円	1,521 円	2,282 円	
要介護5	820	832 円	1,663 円	2,495 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	三島市(7級地)
地域単価	10.14円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
夜間看護体制加算(II)	9	10円	19円	28円	
若年性認知症入居者受入加算	120	122円	244円	365円	
協力医療機関連携加算(I)	100	102円	203円	305円	1月単位
退院・退所時連携加算	30	31円	61円	92円	30日以内
退居時情報提供加算	250	254円	507円	761円	1回限り
看取り介護加算	死亡日以前	72	73円	146円	219円
	31日以上45日以下				
	死亡日以前	144	146円	292円	438円
	(I) 4日以上30日以下				
	死亡日の前日及び前々日				
死亡日	1280	1,298円	2,596円	3,894円	
介護職員等処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(12.2%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 退院・退所時連携加算は要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
夜間看護体制加算(II)	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、24時間連絡できる体制及び必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保している場合
若年性認知症入居者受入加算	65歳の誕生日の前々日までにご利用されたとき
協力医療機関連携加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録している
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した場合に、入居した日から起算して30日以内の期間において加算。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も同様。
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
看取り介護加算(I)	夜間看護体制を算定している状況で、医師が回復の見込みないと診断、利用者の同意を得た場合
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算